OUKA
The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	律令負担体系の研究
Author(s)	長山, 泰孝
Citation	大阪大学, 1975, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/31433
rights	
Note	著者からインターネット公開の許諾が得られていないため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、大阪大学の博士論文についてをご参照ください。

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

【1】

氏名・(本籍)	長山泰孝
学位の種類	文学博士
学位記番号	第3405号
学位授与の日付	昭和50年4月3日
学位授与の要件	学位規則第5条第2項該当
学位論文題目	**律令負担体系の研究**
論文審査委員	(主査) 教授 時野谷勝 (副査) 教授 梅渓昇　教授 豊田毅

論文内容の要旨

本論文は，日本の古代社会を規定する律令制支配を解明するうえで，最も重要な意義をもつ律令制負担体系について，制度史的な考察を試みたものである。律令制下の人民の負担は，大別して租・庸（歳役）・調・雑徭となるが，そのうち租は田地に賦課されるものであるのに対し，庸・調・雑徭はいずれも成人男子に賦課される人身的負担であり，公民支配を基盤とする律令体制の性格を最もよく示している。これらの人身的負担は，手工業生産物などの収納による庸・調と，労働力を収取する歳役・雑徭とに大別されるが，それらが国家権力による人民の生産物および労働力に対する徹底した収取であった点に特色がある。従って律令制負担体系の本質およびその変質過程を究明することは，律令制社会構造の理解にとって不可欠の前提となる。

このような問題意識に立脚して，本論文の第1部「律令徭役制度の成立」では，負担体系のなかでも最もよく律令制の特質を示している徭役制度について，その成立および特質を考察し，第2部「律令支配の動揺と負担体系の変質」では，律令制支配の動揺と，それと相関関係にある負担体系の変質について論述している。

まず第1部第1章「歳役制の成立」では，中央政府に対する徭役である歳役について，大宝令歳役条が，本来実役規定を欠き，物納租税としての庸を収取するための制度として規定されたか否かの問題を解明しようとする。そのため，まず大化改新以後の徭役制度の成立過程を明らかにし，ついで天武天皇の飛鳥浄御原令において歳役が実役にもとづく制度として成立したこと，および大宝令成立後まもない慶雲3年（706）2月に令の歳役条の実役規定を修正する格が出されていることなどから，古代律令国家が本来人民を使役する歳役制を規定していたことを立証している。

第２章「雑徭制の成立」は，地方的徭役である雑徭の問題の解明にあてられている。すなわち雑徭は飛鳥浄原令において成立したが，この天武天皇期における雑徭は，中央政府と地方国衙との連絡のための労役として行われていた。しかし大宝令施行後は，その内容が拡大改変され，歳役や調庸の都への運送などを除くあらゆる徭役を含むようになる。つまり従来地方にみられた共同体的な労役が制度として採用されるに至ったということを，賦役令集解雑徭条古記などによって明らかにしようとした。

第３章「徭役と給粮」では，徭役施行に際し，一切給粮を行わなかったことを明らかにし，それは徭役制が本来律令農民の自立的経営にもとづくからであると論じている。

第４章「木工寮の性格と造営事業」は令制官司のなかで唯一の造営部門担当の官司である木工寮についての考察である。すなわち奈良時代において，木工寮は大規模な造営事業との直接の関係が稀薄で，現業部門を担当するというよりは企画立案を担当する事務官庁的な性格が濃厚である。その理由は，木工寮が大化改新以前の時期に部民制的組織を基盤とする小規模な造営事業や小規模な祭器・雑器の製作に当っていた宮廷内の官司に起源をもつからであろうと推論している。

つづいて第２部は律令制の動揺を負担体系の変質の面から究明しようとしたものである。まず第１章「奈良時代の浮浪と京畿計帳」では，律令支配を動揺させた口分田農民の浮浪・逃亡の問題をとりあげ，かつ奈良時代の京畿の計帳を検討し，またこの時代の官符によって朝廷の浮浪対策の分析を進めた。その結果，浮浪をその現住地において掌握しようとする朝廷の方針がみられるようになったことを推論し，律令体制が時代の変遷に流動的に対応しようとしたものであるとの見解を示している。

第２章「勘解由使設置の意義」では，律令制の動揺，ことに８世紀末の財政難を打開するために，桓武天皇期の初めに行われた解由制度の強化を前提として設けられた勘解由使が，地方官である国司の地方財政を監察する機能においては成果を収めえたが，巡察使のように地方行政全般を現地について査察するものではなく，結果としては地方政治を変質させる原因となったことを論証している。

第３章「調庸違反と対国司策」は，律令負担体系の根幹をなす調庸徴集が８世紀末から励行されなくなった過程で，ことに平安初期の９世紀中期から10世紀初頭にかけ，有効な対策のないままに，地方官である国司がいわば調庸徴収のための私的な請負人化していく傾向を明らかにした。

第４章「公営田の経営と負担体系」では，九州大宰府管内で弘仁14年（823）から行われた公営田経営について，徭丁の耕作による直営田経営がみられ，調・庸の収取形態の転換をもたらしたという通説を批判している。すなわち公営田経営は，弘仁期後半の天災飢饉の対策として，律令制本来の収取体系を維持することを目的として実施されたものであって，ただ人身的負担に代って公営田という土地を媒介として収取が行われたところに，新しい時代への転換がみとめられると論じている。

第５章「臨時雑役の成立」では，10世紀以降の史料に頻出する臨時雑役の成立と意義について考察している。すなわち臨時雑役は庸・調・雑徭などの人身的負担が変質して，それぞれ独自性を失って雑役化したことにより，口分田農民の窮乏・没落に対応して，これらの負担を臨時的に担税能力のある有力農民層に賦課したために，その総括的名称として成立したと推定している。従って臨時雑役は律令的な人身支配に代って，土地生産物収取とならぶ重要な収取形態となったのであると評価する。

最後に付論としてあげている「行基の布教と豪族」は，律令制支配を動揺させる豪族層が８世紀前半から抬頭しはじめ，これら豪族層の律令制の拘束を打開しようとする現実的欲求に照応して，行基の布教活動が展開されたことを論じ，その政治的・社会的意義を強調している。

論文の審査結果の要旨

本論文の第１部は，現在律令負担体系のなかで最も研究のおくれている徭役制度について，主としてその成立の問題をとりあげたものである。その第１章は，大宝賦役令には実役規定を欠き，単に庸を収取するという規定だけが存在したという，現在通説として認められている見解に対し，本来徭役が重要な位置を占める律令制負担体系の性格から考えて再検討を試みたものである。すなわち，初めは随時大和朝廷から徭役を課せられていたものが，しだいに歳役・雑徭・兵役などに分化してくる過程を明らかにし，かつ従来比較的軽視されていた慶雲３年の格が重要な意味をもつことに着目したことは，本論文の筆者の新知見である。第２章の雑徭制の成立とその変遷に関する叙述は，従来地方豪族のもとに行われていた種々の共同体的な徭役が，雑徭として制度化されるのは大宝令成立の時点であることを，堅実な実証的方法によって立論したものである。すなわち律令体制確立以前の共同体の諸機能を，国家権力のもとに統合することによって，専制支配の古代国家が完成したと指摘したものであって，雑徭制についての現在の研究水準を示すものとして，学界の高い評価をうけている。

第３章は，律令制のもとでの徭役には原則として給粮が行われなかったことを，農民の自立性の問題と関連づけて論証している。これは従来閑却されていた給粮の有無が徭役の性格と深く関係している点について，新たな問題を提起したことに大きな意義がある。第４章も従来比較的閑却されていた木工寮の研究で，史料的な制約のために必ずしも堅緻な考証に成功しているとはいえないが，その着眼の鋭さは，今後の問題の解明に寄与する点が多大であると思われる。

第２部は，律令制の動揺とともに，調・庸・雑徭などの人身的負担がいかに変質したかという問題を究明しようとしたものである。第１章では浮浪・逃亡の対策として朝廷が農民を本貫主義のもとに拘束していたとする通説に疑問を提起し，京畿計帳の逃亡注記を分析して，むしろ逃亡農民の現住地における把握に傾いたのではないかと推論している。これは律令体制の変質に関わる重要な提言であって，逃亡注記の解釈をめぐって，今後学界に困難ではあるが大きな課題を提起するものである。第２章は奈良時代後半から悪化した地方財政に対処するために延暦期に行われた国司監察のための解由制度の強化，勘解由使の設置について，９世紀における負担体系の変質の観点から検討したものである。現地に赴いて地方行政を査察した巡察使などに比べて，中央における文書類の査察に終始した勘解由使の権能が間接的であり，その点が９世紀における負担体系の変質に大きな影響を与えることになったと論じている。第３章では国司の調・庸納入違反に対する朝廷の対策を，８世紀後半から10世紀後半にかけての間を４期に分けて論述している。これは単に負担体系の変質の問題だけに止まらず，平安初期の政治過程全般にわたる変革と関連して究明されなければならない問題点を指摘したもので

ある。第4章の公営田経営の実態についての研究では，従来の農民の徭役による直営田的経営という見解を批判して，農民の個別的経営に依存し，負担体系については律令制本来の体制の維持をめざしたものであると推論している。これは古代から中世へ転換する歴史的過程のなかで，どのように位置づけられるかという大きな問題であって，今後の研究の深化が期待される点である。第5章は10世紀以降の臨時雑役が，調・庸・雑徭などの人身負担の変質と個別的人身支配の解体とによって成立したことを明確にしようとしたものである。これによって，10世紀初頭から11世紀前半にかけ，純粋の人身賦課ではなく，土地を媒介として有力農民に臨時雑役を賦課することになり，古代から中世への展望が開けてくることを示唆している。

以上，639ページ（400字詰）にわたる本論文の内容を，その構成に即して検討してきたが，さらに全般的にみれば，極めて堅実な実証的方法によって立論している点が大きな長所として認められる。古代史についての史料的制約のために，なお論証の不十分な点はまぬがれえないが，それについても本論文の筆者は十分に自覚し，斬新かつ大胆な問題提起をなしつつも，その解決を今後の研究の深化に期しているのは，極めて良心的な態度ということができるであろう。

しかし本論文にも，若干の短所や問題点を指摘することができる。まず，本論文は「律令負担体系の研究」と題しているが，租・庸・調の問題が欠落しており，かつ本論文の主題である徭役制度に限定してみても，庸・調の問題はこの主題と決して無関係ではない。また徭役制度のみについてみても歳役・雑徭のほかに仕丁・駅子・牧子などの雑役があり，本論文の筆者を含めて，今後の研究が期待される。つぎに本論文は古代律令国家時代の農民の負担体系を制度史的に実証しようとしたものであるが，そのためには，大化改新以前からの推移と，11世紀以降，中世への展望を明確にすることが緊要である。その点で本論文は必ずしも十分に論及しているとはいえない。しかし以上のような瑕瑾は本論文の筆者が堅実な実証的研究方法によって提示した幾多の独創的な知見を些かも損ずるものではない。

以上のような観点から，本審査委員会は本論文が文学博士の学位請求論文として十分その価値を有するものと認定する次第である。